

県南広域振興局長告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年7月30日

県南広域振興局長 小 島 純

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901316	社会福祉法人二桜会	短期入所生活介護事業所花いずみ	一関市花泉町涌津字上原31番地	令和6年7月31日